

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第35号	
事故等名	漁船第三蛸島丸漁船第十七両合丸漁船第五千秋丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年11月10日05時50分ごろ	
発生場所	新潟県新潟港西区第二西防波堤灯台から真方位268度14.2海里付近 (北緯37度57.8分、東経138度46.5分付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月14日仙台・地方事故調査官が第三蛸島丸及び第十七両合丸所有会社並びに第五千秋丸所属漁業協同組合から事故概要についての電話聴取及び関係資料を入手し、精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 漁船 第三蛸島丸 110トン	
船舶番号	127596	
船舶所有者	濱田漁業株式会社	
船種・船名・総トン数	B 漁船(搭載艇) 第十七両合丸 7.3トン	
漁船登録番号	IK2-5105	
船舶所有者	濱田漁業株式会社	
船種・船名・総トン数	C 漁船 第五千秋丸 4.9トン	
漁船登録番号	NG3-17700	
船舶所有者	個人所有	
乗組員等に関する情報	A なし	
	B なし	
	C 船長 二級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者なし	
	B 負傷者なし	
	C 負傷者なし	
損傷	A なし	
	B 右舷船尾部に凹損	
	C 左舷船首部外板に破口及び亀裂	
事故等の経過	A船は、新潟港西区を出港し、同港西方沖合での操業を終えてB船を船尾に搭載し、法定灯火を表示して錨泊中、C船は、新潟港西区を出港し、佐渡島付近の吾智網漁場に向けて約12ノットの速力で航行中、C船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 当時の天候は雨で、風力2の南風が吹き、潮候はほぼ低潮時、日出時刻は06時19分で、視界は良好であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 1人乗り組みのC船船長は、操舵室を無人にして船尾甲板で操業準備を行いながら航行中、A船及びA船に搭載したB船に気付かず、B船に向けて航行し衝突を避けるための措置をとらなかったものと考えられる。

原因	本事故は、C船が操舵室を無人にして航行中、A船に搭載したB船に気付かなかったため、B船に向けて航行し、C船とB船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
その他の事項	なし